

対象事業の名称：横浜明朋高校新築工事

● 環境配慮検討書の概要

事業の概要	事業の種類	建築物の建設（第3種）
	計画内容	位置：横浜市港南区港南台9丁目18-1 構造：東棟 RC造地上4階建て（一部5階建て）延床面積2,359.66㎡ メディア棟 RC造地上3階建て 延床面積1,148.26㎡
	目的	「県立教育施設再整備10ヵ年計画」において概ね計画期間（H19～28）に順次着手を目指す学校に位置づけられており、校舎の建替えを行い、耐震性の向上を図り、学校教育環境を整備する。
	計画地の選定理由	H23に計画地（元港南台高校校舎）を活用し、多部制定時制高校を開校する方針が示さ、H25に耐震診断を行った結果、東棟は大規模補強、西棟は小規模補強が必要な校舎であることが判明した。H27に東棟新築工事の調査設計で、ほぼ同位置に建て替える計画となる。
自然・社会環境的要素		
植物・動物・生態系		
	緑の保全 又は緑化	新棟建設位置と重なる既存樹木は伐採するが、県有施設の緑地率確保に関する実施要綱に基づき、原則として緑化率15%以上を確保する。
	景観	周辺地域の状況に調和するように、新棟の色彩・形状・構造等にも配慮する。景観法に基づく景観計画や横浜市景観条例で規定する景観形成基準を踏まえた計画とする。
	文化財	
	日照障害	建築基準法等の規制値を遵守する。
公害防止的要素		
	大気汚染	除却工事におけるアスベストの処理においては発生するアスベストのレベルに応じて、各種法令に従い、適切な対策を行う。工事中における建設機械は排出ガス対策型を使用する。除却工事時の粉塵については防音パネル・散水等で対策し、搬出時には発生土等については十分な湿潤化を行った上で搬出し、必要に応じてシート掛け等の措置を講じる。また工事車両については県生活環境保全条例の規定を遵守する。供用開始後の空調設備は電気式を給湯設備は都市ガスのガス給湯器による局所給湯方式を採用し、排ガスによる環境負荷に配慮する。
	土壌汚染	土壌汚染が判明した場合は、その状況に応じて適切な措置を講じる。横浜市生活環境の保全等に関する条例65条の届出において調査が必要となった場合も土壌調査を実施し、適切な措置を講じる。化学物質の廃液を流しに流さないようにする等の指導を徹底し、未然防止に努める。

環境配慮の内容	騒音	<p>工事中における建設機械は低騒音型を使用する。杭基礎の施工は既成コンクリート杭等を採用し、低騒音となるよう配慮する。</p> <p>除却工事の際は防音パネルを設置するとともに作業エリアの周囲には万能鋼板などを設置し、周辺に配慮する。供用開始後の空調機、ガス給湯器は低騒音型を採用し、環境に配慮する。</p>
	振動	<p>工事中における建設機械は低振動型を使用する。杭基礎の施工は既成コンクリート杭等を使用し、低振動となるよう配慮する。</p> <p>供用開始後の空調機、ガス給湯器は、低振動型を採用し、環境に配慮する。</p>
	防災・安全確保的要素	
	交通	
	渋滞	<p>工事車両は待機スペースを場内に設けて敷地外での駐停車を控え、渋滞発生を抑制するよう配慮する。</p>
	安全	<p>工事中は適正な人数の交通整理員をゲート付近及び交差点に配置し、生徒の登下校時には車両等の通行が重ならないよう配慮する。制限速度をはじめ、交通法規の遵守を徹底する。</p>
	地震対策	<p>新築工事では、建築基準法・同施行令・構造計算指針及び日本建築学会各計算基準等に準拠する。</p>
	地球規模等の環境要素	
	省資源	<p>工事現場で使用する資機材は県土整備局公共工事グリーン調達基準に基づき、再生材など環境負荷の低減に資するものの調達に努める。県グリーン購入基本方針に基づき環境負荷の少ない商品の調達に努める。建築工事では再生材を積極的に利用するとともに長寿命化に配慮する。</p>
	省エネルギー	<p>「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の新設に当たっての措置に準じて設備の導入等を検討する。LED灯具の導入や潜熱回収型給湯器を設置する等、省エネルギーに努める。</p>
温暖化防止	<p>「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の新設に当たっての措置に準じて設備の導入等を検討する。工事においては排ガス規制対応車の使用を指導するとともにアイドリングストップを実施する。</p>	
水循環	<p>雨水排水は透水性舗装等を採用することで水循環に配慮する。</p>	
廃棄物	<p>除却・新築工事とも廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき建設資材の分別処理及び建設廃棄物の再資源化に努める。アスベスト廃棄物については各種法令に従い適切に処理する。供用開始後は環境教育を含むリサイクルの取組みを職員及び生徒が徹底する。</p>	

	発生土	建設発生土はできる限り埋め戻し等で再利用し、工事間流用などを行うが、再利用できない発生土については指定処分により適切な処理を行う。
--	-----	---

● 審議結果通知書及び措置状況報告書の概要

通 知 事 項	措 置 状 況
<p>1 環境配慮の内容等について見直しが必要と認められる事項 なし</p> <p>2 基本計画の策定にあたり考慮すべき事項</p> <p>「景観」について、景観配慮が十分に行われよう横浜市と検討・調整すること</p> <p>「省エネルギー」・「温暖化防止」について「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の「新設に当たっての措置に準じた設備」の導入に努めること。</p> <p>3 その他 なし</p>	<p>「景観」について、横浜市景観条例に基づく手続きは不要であるが、「建物北面のファサードが単調であるため画一的な表情となっている」という従前の景観の課題を改善する計画とした。すなわち、メディア棟を校舎群の中央に配置し周囲からの視認性を高める配置計画とし、周辺環境との調和を図った街並みの形成に寄与する色彩計画とした。</p> <p>「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の新設に当たっての措置に準じた設備として、LED灯具を導入する、潜熱回収型給湯器を設置する等、省エネルギーに努めることとした。</p>